

## 衆議院議員総選挙に伴う要請活動について

令和3年11月19日

衆議院議員総選挙にあたり、我が国が直面している諸課題の解決に向け、全国知事会が実現を望む項目について、各政党の政権公約に盛り込むとともに、活発な政策論争が行われるよう、各政党へ要請活動を行った。

また、全国知事会から申し入れした各提言項目に対する各政党からの回答について、記者会見を行い公表した。概要は下記のとおりである。

### 記

#### 1 要請の実施方法

- (1) 「新たな日本の創生に向けた提言」により、政党要件を満たす全政党を対象として要請活動を実施
- (2) 同提言に対する回答を求め、その結果を公表

#### 2 実績

- 10月6日 国民運動本部会合の開催（実施方法・提言内容の確定）
- 10月7日 要請活動の実施
- 10月14日 衆議院解散
- 10月18日 各政党からの回答結果の公表
- 10月31日 衆議院議員総選挙

#### 3 各政党からの回答

否と回答又は賛否が明らかにされなかった提言項目については、別添資料に記載のとおり。

## 新たな日本の創生に向けた提言への回答（抜粋版）

### 【凡例】

○：賛、×：否、-：賛否を明らかにせず



番号	提言要旨	自民	立憲	公明	共産	維新	国民	社民	N党	れいわ
2-③	憲法における地方自治の本旨の明確化と合区解消	○	×	×	×	-	○	×	○	×
【立 憲】										
参院合区解消については憲法改正に頼らずに検討すべき。										
【公 明】										
公明党は從来から、憲法施行時には想定されなかった新たな理念や、憲法改正でしか解決できない課題が明らかになれば、必要な規定を加える「加憲」は検討されるべきであるという立場を示しています。憲法第92条の「地方自治の本旨」については、現状の課題を明らかにするため、引き続き検討していきます。										
【共 産】										
現行憲法第92条の「地方自治の本旨」の内容は「住民自治」及び「団体自治」の二つの原則によって構成されると明確であると考えます。また、参議院の選挙制度で各地域代表の保障と「1票の格差」解消を両立するには、全国を10ブロックに分けた比例代表制にすることだと考えます。いずれも憲法改定は必要ありません。										
【維 新】										
自治体は広域自治体の道州と基礎自治体の二層制として、自治や問題解決はできるだけ小さな単位で行い、対応しきれない部分のみ大きな機関で補う「補完性の原則」を明文化する改憲案を出している。国は国家として存立に関わる事務・本来果たすべき役割を担い、それ以外の事務は原則として自治体が担うよう改革する。										
【社 民】										
参議院の「合区問題」の解消は必要と考えます。これは憲法を改正しなくても実現可能です。										
【れいわ】										
財政権の拡充は賛成だが、改憲による合区解消は反対。										

×又は-  
の理由

















